(住宅・土地統計調査)

審査メモで示された論点に対する回答

1 住宅・土地統計調査の変更

(1) 報告を求める者の変更

(論点)

各調査票の標本数は、どのような考え方に基づいて設計されているのか。

(回答)

標本設計については、以下のとおりである。市区町村別の結果に必要な標本調査区抽出率を 人口規模別に設定している。

平成30年の標本設計(案)

平成30年住宅・土地統計調査は、平成27年国勢調査調査区を第1次抽出単位とし、抽出された標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により行う。

【層化2段抽出法】

調査区内に特徴の似ている世帯が集まっている場合には、調査区内のすべての世帯を調べる代わりに、その中の一部の世帯を抽出して調査することで、結果精度をおおむね保ったまま、効率的に調査を行うことができる

調査対象抽出方法

国勢調査調査区の層化

平成27年国勢調査の結果に基づき、住宅の所有の関係別割合や65歳以上世帯員のいる一般世帯数割合などにより層化

調査区抽出(第一段)

○市区町村別に人口規模に応じて1/2〜1/10の抽出率を設定し抽出 (人口1万5千未満町村は都道府県別に一括抽出) 調査区内住戸抽出(第二段)

○1調査区内から17住戸をランダムに抽出

結果表章の考え方

・全国的な市区町村表章

市区は全て表章

・結果精度及び地方事務負担を考慮

人口1万5千以上の町村

今回の調査における調査対象住戸の増加については、上記標本設計における第1次抽出単位となる平成27年国勢調査調査区の増加に起因しているものである。

住宅・土地統計調査の指定調査区の抽出状況 (平成25年、平成30年)



(2) 報告を求める事項の変更

ア 「東日本大震災による転居」の削除 [調査票甲及び調査票乙]

(論点)

- 1 平成25年調査において、本調査事項からどのような調査結果が得られているか。
- 2 1の調査結果は、復興施策等において具体的にどのように利活用されたか。
- 3 他の調査結果や行政記録情報等から代替するデータが得られるなど、本調査事項の削 除による支障等は生じないか。

(回答)

1 以下のとおり(平成25年確報集計結果より)。

図 2-1 家計を主に支える者の転居の理由別 東日本大震災により転居した普通世帯数-全国(平成 25 年)

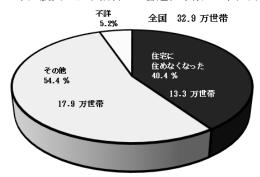
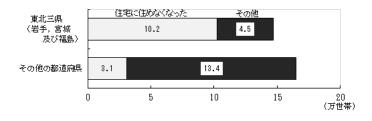


図 7 - 11 家計を主に支える者の転居の理由,東北三県(岩手,宮城及び福島)・その他の地域別東日本大震災により転居した 普通世帯数(現住地) - 都道府県(平成25年)



- 2 閣議決定されている国土交通省の「平成26年度版土地白書」において、「東日本大震災 により転居した普通世帯数」の結果などが利活用されている。
- 3 平成25年調査では、調査期日が東日本大震災の発生から2年半後であったため、東日本大震災がもたらした居住状況の変化等に関する具体的なデータを把握することとしたが、発生から6年以上経過していること、関係府省及び都道府県から継続把握や新たな事項の把握に関する要望がないこと、全体的な東日本大震災に関連した復興状況については復興庁において、地域的な復興状況については被災地域の県・市町において把握していることから、平成30年調査の調査事項から削除することとしたもの。

イ 「前住居」の状況の削除〔調査票甲及び調査票乙〕

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。関連する施策に変更等が生じたのか。
- 3 上記2とも関連するが、これまで「前住居地」及び「現住居地」に関する情報をどのようにクロス集計し、提供してきたのか。それが今回の変更でどのように変化するのか。
- 4 削除される「前住居地」情報は、これまでどのように集計し、提供されていたか。削除される情報は、他の統計(人口移動等)で代替可能か。
- 5 これまでの調査結果及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等は生じないか。

平成20年

(回答)

1 以下のとおり。

【従前の居住地別調査年までの5年の間に現住居に入居した普通世帯数】

(単位:世帯) (単位:世帯) (単位:世帯)

		-0	(-1-1-	:世帝)
	- 4	成15年		
	普通世帯 総数	主世帯	同居世帯	住宅以外 の建物に 居住する 世帯
総数	11,354,000	11,289,300	58,000	6,800
自市区町村	5,999,500	5,962,800	33,500	3,300
うち自区内	1,465,900	1,458,200	7,400	200
うち市内他区	608,100	604,900	2,900	200
県内他市区町村	2,537,000	2,521,100	14,400	1,500
他県	2,528,500	2,518,000	9,100	1,400
01北海道	51,600	51,500	100	0
02青森県	24,500	24,500	0	Ö
03岩手県	23,900		100	100
04宮城県	50,300	50,200	100	0
05秋田県	18,800	18,800	0	0
06山形県	20,200	20,200	0	<u> </u>
	36,000		100	-
07福島県		35,900		ļ
08茨城県	58,000	57,900	100	
09栃木県	38,100	37,900	100	
10群馬県	33,800	33,700	100	0
11埼玉県	157,600	156,700	900	100
12千葉県	149,800	149,100	700	0
13東京都	339,000	336,800	1,800	400
14神奈川県	218,300	216,800	1,200	200
15新潟県	33,600	33,500	0	0
16富山県	20,200	20,200	0	-
17石川県	23,200	23,200	0	_
18福井県	15,200	15,200	0	_
19山梨県	15,900	15,800	0	0
20長野県	39,100	39,000	100	Ö
21岐阜県	36,600	36,500	100	Ö
22静岡県	70,000	69,800	200	0
23愛知県	103,500	103,100	400	0
24三重県	34,700	34,700	0	ļ
25滋賀県	25,000	24,900	100	
26京都府	60,200	60,000	200	0
27大阪府	183,600	182,600	900	100
28兵庫県	106,600	106,400	200	C
29奈良県	32,400	32,200	100	_
30和歌山県	17,000	16,900	100	C
31鳥取県	11,800	11,800	_	_
32島根県	15,700	15,700	0	_
33岡山県	36,000	35,900	100	0
34広島県	59,200	59,000	200	0
35山口県	31,400	31,300	100	_
36徳島県	14,500	14,500	0	-
37香川県	22,300	22,200	0	0
38愛媛県	26,700	26,700	0	-
39高知県	13,200	13,100	0	0
40福岡県	91,200	90,800	300	ŏ
41佐賀県	18,200	18,100	0	<u> </u>
41)左具児 42長崎県	30,500	30,400	0	
43熊本県	32,000	32,000	100	C
44大分県	24,400	24,300	100	0
45宮崎県	23,300	23,300	0	0
46鹿児島県	27,200	27,200	100	_
47沖縄県	14,100	14,000	0	[-

	ナルスペ			
	普通世帯総数	主世帯	同居世帯	住宅以外 の建物に 居住する 世帯
総数	10,392,800	10,341,100	47,700	4,000
自市区町村	5,653,100	5,622,700	28,400	2,000
うち自区内	1,416,100	1,409,500	6,400	300
うち市内他区	569,000	566,200	2,700	100
県内他市区町村	2,203,400	2,191,200	11,100	1,100
他県	2,303,800	2,295,600	7,400	800
北海道	51,500	51,400	100	0
青森県	24,700	24,700	100	-
岩手県	25,000	24,900	100	0
宮城県	48,700	48,600	100	
秋田県	18,100	18,100	0	_
山形県	19,900	19,800	100	0
福島県	33,500	33,400	100	
7個与県 茨城県	52,200	52,100	100	0
次规果 栃木県	34,600	34,500	100	
<u>伽小県</u> 群馬県	34,000	34,500	100	0
			500	0
埼玉県	137,000	136,400		0
千葉県	129,900	129,400	500	
東京都	317,800	316,200	1,500	100
神奈川県	188,300	187,700	700	0
新潟県	34,800	34,800	100	_
富山県	16,500	16,500	_	_
石川県	20,400	20,300	100	_
福井県	13,700	13,700	0	_
山梨県	15,000	14,900	0	0
長野県	34,000	33,900	100	0
岐阜県	35,100	34,900	100	0
静岡県	60,000	59,800	200	0
愛知県	96,900	96,600	200	0
三重県	30,800	30,800	100	0
滋賀県	23,600	23,500	100	0
京都府	53,700	53,600	200	0
大阪府	157,800	157,200	500	0
兵庫県	91,700	91,400	200	100
奈良県	31,300	31,200	100	0
和歌山県	16,000	15,900	0	_
鳥取県	12,100	12,100	-	0
島根県	13,300	13,300	100	0
岡山県	31,900	31,800	100	0
広島県	52,500	52,400	100	0
山口県	26,400	26,400	0	0
徳島県	12,000	12,000	100	-
	21,100	21,000	100	0
愛媛県	24,000	23,800	100	0
高知県	12,800	12,800	0	0
福岡県	87,100	86,900	200	0
佐賀県	18,200	18,200	0	ŏ
長崎県	28,700	28,600	100	ŏ
熊本県	31,000	30,900	100	ŏ
大分県	22,300	22,200	100	l
アカ県 宮崎県	20,900	20,800	100	0
	29,200	29,200	100	0
鹿児島県				

	平成	25年		
	普通世帯総数	主世帯	同居世帯	住宅以外 の建物に 居住する 世帯
総数	9,385,100	9,340,800	40,700	3,600
自市区町村	5,151,100	5,126,000	23,300	1,800
うち自区内	1,442,400	1,436,200	5,800	400
うち市内他区	501,000	498,600	2,000	400
県内他市区町村	1,917,900	1,906,900	10,000	1,000
他県	2,076,900	2,070,000	6,300	700
01北海道	40,300	40,100	200	
02青森県	22,400	22,400	0	-
03岩手県	22,200	22,200	100	_
04宮城県	46,900	46,600	200	
05秋田県	14,500	14,500	0	
			ŏ	
06山形県	16,800	16,800		
07福島県	45,100	45,000	200	ļ
08茨城県	48,300	48,200	100	_
09栃木県	31,400	31,400	100	
10群馬県	28,900	28,800	100	9
11埼玉県	124,500	124,100	400	C
12千葉県	117,200	116,700	500	100
13東京都	296,500	295,200	1,200	100
14神奈川県	173,200	172,600	600	(
15新潟県	27,100	27,000	0	(
16富山県	14,800	14,700	0	C
17石川県	18,200	18,200	_	-
18福井県	12,400	12,300	0	(
19山梨県	13,300	13,300	-	-
20長野県	31,200	31,100	100	C
21岐阜県	30,700	30,600	100	-
22静岡県	55,800	55,700	100	(
23愛知県	90,000	89,700	200	C
24三重県	29,100	29,100	0	C
25滋賀県	21,100	21,000	100	
26京都府	49,500	49,300	100	
27大阪府	135,800	135,200	600	100
28兵庫県	81,000	80,700	300	
29奈良県	22,800	22,800	100	
30和歌山県	13,500	13,500		
31鳥取県 ∝自担県	10,300	10,200	0	C
32島根県	12,100	12,100	-	_
33岡山県	29,500	29,400	100	
34広島県	44,600	44,400	100	C
35山口県	23,700	23,600	0	-
36徳島県	11,700	11,600	0	-
37香川県	17,500	17,400	100	
38愛媛県	17,700	17,600	100	_
39高知県	10,600	10,600	100	(
40福岡県	79,800	79,600	100	C
41 佐賀県	14,600	14,500	0	100
42長崎県	24,200	24,100	0	-
43熊本県	25,600	25,600	100	-
44大分県	20,900	20,800	_	(
45宮崎県	18,800	18,800	0	İ
46鹿児島県	25,000	24,800	100	-
47沖縄県	15,800	15,800	0	

- 2 行政政策への直接的な利用は確認できないが、「住生活基本計画」を策定する際の検討 において、居住ニーズと住宅ストックの不適合の分析資料が参考情報として活用されて いる。
- 3 世帯の移動状況を示す「前住居地」と「現住居地」をクロスした集計は行っていない。 一方で、居住形態の変動状況を示す「前住居の居住形態」と「現住居」をクロスした 集計については下表のとおり行っており、今回の調査においても、当該集計を行うこと としている。

【世帯の住居移動に関する集計表】

(単位:世帯)

	総数			家	†を主に支える#	音の従前の居住形	態		
住宅の所有の関係 (8区分)		親族の家	持ち家	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社の 借家	民営借家 (一戸建・長屋 建(テラスハウ スを含む))	民営借家 (共同住宅)	給与住宅	その他
全 国平成21年以降 現 住 居に入居 したオートロック式の共同住宅に住 む	1,770,500	318,900	282,500	32,500	41,600	105,100	737,600	117,400	94,90
普通 世帯 総数 持ち ち家	572,700 1,196,700	54,000 264,900	129,900 152,500	12,500 20,000		32,900 72,200	255,700 481,400	43,500 73,800	9,10 85,60
公営の借家 都市再生機構(UR)・公社の借家	3,800 25,400	400 1,900	200 3,500	500 500	200 6,200	600 1,500	1,600 9,500	1,500	20
民 営 借 家 給 与 住 宅	1,031,000	238,000 24,700	128,000 20,800	17,500 1,500		64,800 5,300	443,700 26,500	34,700 37,600	67,900 17,000
同居世帯	1,000	0	100	0	100	100	500	0	100

4 「前住居地」情報については、前記回答1のとおり提供している。

国勢調査において、世帯類型別に、世帯の現住居からみた5年前の常住地を都道府県、 特別区、人口50万以上市別で集計されており、本調査で把握している世帯の移動状況と 代替可能であると考えている。

また、「住生活基本計画(都道府県計画)」等においても、世帯の移動状況は、国勢調査のデータが利用されている。

5 前述のとおり、世帯の移動状況は国勢調査が利用されており、居住形態の変動状況に ついては、引き続き本調査において把握することとしている。

「前住居地」の調査事項は、国土交通省からも政策的必要性は低いという回答であったこと、また、「空き家」に関するデータの政策的必要性が重点課題となっており、調査票の設計と記入者負担軽減の観点から当該項目を削除することとしたもの。

- ウ 把握対象の変更及び「現住居以外の住宅」の追加〔調査票甲〕
- エ 把握対象の変更、「現住居以外の住宅(空き家)」の追加等〔調査票乙〕

(論点)

- 1 現住居以外で所有している住宅について、「居住世帯のある住宅」に係る所有戸数について、用途別(親族居住用、二次的住宅・別荘用、貸家用及びその他)の所有割合の経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回分の調査結果)。〔調査票乙関係〕
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。また、今回新たに把握する調査結果はどのような利活用が見込まれているか。〔調査票甲及び調査票乙関係〕
- 3 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記

入状況 (未記入率) はどのようになっているか。

また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調 査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっている か。〔調査票甲及び調査票乙関係〕

- 4 空き家を2件など複数所有している場合、調査票乙では「持ち分」としてその実態を 記入する形となっている一方で、調査票甲では、保有件数に関係なく、「所有の有無」 「住宅の種類」を記入する形となっており、必ずしも空き家の実態が把握できないよう にも思われる設計となっている。このような把握方法を採っている理由は何か。また、 空き家の所有実態をより的確に把握する上で問題はないのか。〔調査票甲関係〕
- 5 空き家に関する情報について、本調査以外に把握している統計調査、行政記録情報等としてどのようなものがあるか(それぞれの概要等)。また、それぞれが必要な情報を把握・提供している中で、本調査は、空き家を把握する統計調査や施策の中でどのような位置づけにあるのか(どのように位置づけられているか。)。〔調査票甲及び調査票 乙関係〕

また、今回調査の企画に当たって、国や地方公共団体における空き家対策の推進や連携等が図られているか。〔調査票甲及び調査票乙関係〕

6 本調査事項のうち、床面積の合計(延べ面積)について、これまでの調査結果(過去 3回分)及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等はないか。〔調 査票乙関係〕

(回答)

1 以下のとおり。

【現住居以外に所有する住宅の有無、所有する住宅の主な用途、所有する住宅数別普通世帯数】

	総数		現住居以外の住宅を所有している											
			総数											
		総数	0.9戸以下	1.0~1.9戸	2.0~2.9	$3.0 \sim 3.9$	4.0~4.9	$5.0 \sim 5.9$	6.0戸以上	当たり				
										所有戸数				
平成15年	46,908,000	3,606,000	157,000	2,216,000	347,000	109,000	90,000	33,000	264,000	2.4				
平成20年	50,132,000	3,673,000	142,000	2,176,000	327,000	95,000	82,000	32,000	228,000	2.3				
平成25年	52,289,000	3,644,000	152,000	2,521,000	369,000	114,000	73,000	35,000	228,000	2.2				

	T													
		親族居住用												
									1 世帯					
	総数	0.9戸以下	1.0~1.9戸	2.0~2.9	3.0∼3.9	4.0~4.9	$5.0 \sim 5.9$	6.0戸以上	当たり					
									所有戸数					
平成15年	1,470,000	116,000	1,258,000	73,000	13,000	4,000	2,000	4,000	1.1					
平成20年	1,368,000	91,000	1,187,000	68,000	13,000	3,000	1,000	4,000	1.1					
平成25年	1,689,000	95,000	1,493,000	81,000	11,000	2,000	2,000	5,000	1.1					

二次的住宅・別荘用													
		. 1						1 世帯 当たり					
総数	総数 0.9戸以下 1.0~1.9戸 2.0~2.9 3.0~3.9 4.0~4.9 5.0~5.9 6.0戸以上												
324,000	17,000	287,000	16,000	3,000	1,000	0	1,000	1.1					
341,000	14,000	304,000	18,000	3,000	0	0	1,000	1.1					
363,000	17,000	321,000	20,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1.1					

				貸家用				
								1 世帯
総数	0.9戸以下	1.0~1.9戸	2.0~2.9	3.0~3.9	4.0~4.9	5.0~5.9	6.0戸以上	当たり
								所有戸数
1,239,000	31,000	635,000	159,000	72,000	72,000	27,000	243,000	4.2
1,140,000	35,000	601,000	144,000	64,000	61,000	24,000	210,000	4.0
1,168,000	41,000	614,000	155,000	68,000	53,000	28,000	208,000	4.1

Znúh													
	その他												
総数	0.9戸以下	1.0~1.9戸	2.0~2.9	3.0∼3.9	4.0~4.9	5.0~5.9	6.0戸以上	当たり 所有戸数	していない				
473,000	17,000	417,000	27,000	6,000	2,000	1,000	4,000	1.2	42,216,000				
506,000	21,000	442,000	29,000	6,000	3,000	2,000	4,000	1.3	44,878,000				
589,000	28,000	512,000	34,000	7,000	2,000	1,000	5,000	1.2	47,133,000				

2 マルチハビテーション (1世帯複数住宅居住) などの居住形態の多様化の実態を明ら かにするデータとして利活用されている。

また、今回の変更により、「居住世帯のある住宅」、「居住世帯のない住宅(空き家)」 ごとに、世帯がどのような用途で所有しているかを把握することが可能となり、低・未 利用の土地・不動産ストックの有効利用の検討を行う際の基礎資料となる。

3 本年7月に実施した住宅・土地統計調査試験調査における各調査事項の記入状況は、 下表のとおりであり、おおむね回答されていることが確認できたところ。

また、紙の調査票で回答した世帯に対して実施したアンケート結果において、記入しやすいと回答したのは40.8%、記入しにくいが7.5%、どちらでもないが16.2%、不詳が35.6%であり、記入に当たって、約6割の世帯は特に不都合を感じていないとの結果がみられた。

これらのことから、調査結果の正確性の確保等の観点から適切なものになっていると 判断している。

【平成30年住宅・土地統計調査試験調査結果】

(単位:件数) 1. 現住居以外で所有する住宅のうち、居住世帯のある住宅 所有している(1)居住世帯のある住宅 親族居住用 貸家用 ~10 F 総数 1戸未満 総数 1戸未満 総数 所有している(1) 居住世帯のある住宅 売却用 その他 ~10 F 10戸 総数 1戸未満 1戸未満 総数

2. 現住居以外で所有する	住宅の	うち、居住	主世帯の	ない住宅	(空きる	₹)									(単位	:件数)
		所有している(2) 居住世帯のない住宅														
				二次的住:	老·別荘用							貨額				
	総数	1戸未満	1~2戸	2~3戸	3~4戸		5~10戸	10戸	総数	1戸未満	1~2戸	2~3戸	3~4戸	4~5戸	5~10戸	10戸
	100.24	2 / 2 N	^{1 戸・不} 徳 未満 未満 未満 未満 未満 以上 ⁸⁰⁵ 双 ^{1 戸・不} 徳 未満 未満 未満 未満 以上											以上		
総数	9	9 2 7 6 2 - 1 2 1											1			
							所有して	いる(2) 居	住世帯のた	ない住宅						
				売却	7用							その	D他			
	総数	1戸未満	1~2戸 未満	2~3戸 未満	3~4戸 未満	4~5戸 未満	5~10戸 未満	10戸 以上	総数	1戸未満	1~2戸 未満	2~3戸 未満	3~4戸 未満	4~5戸 未満	5~10戸 未満	10戸 以上
総数	1	-	1	-	-	-	-	-	20	3	16	-	1	-	-	-

4 調査票甲については、昭和23年に住宅統計調査開始以来の現住居の状況を把握する調査項目を、調査票乙については、平成10年から土地基本調査世帯調査(国土交通省所管)の現住居以外に所有する住宅・土地などの調査項目を加え、土地基本調査世帯調査実施時の標本数(住宅統計調査の6分の1)により、記入者負担軽減に配慮した調査を行ってきたところ。

しかし、平成20年住宅・土地統計調査の結果において、国土交通省より調査票乙の土地の面積の過小推計の指摘があったことから、現住居以外の土地の面積等の推計を行う

際のベンチマークとして活用するため、平成25年住宅・土地統計調査の際、調査票甲に 現住居以外に所有する土地の有無・種類を把握する調査項目を新規に追加したものであ る。

これらのことから、調査票甲においては、記入者負担軽減に配慮し、現住居以外に所有する住宅・土地にかかる調査項目は最小限としているものである。

なお、現住居以外の住宅を所有する世帯数については、調査票甲乙を合わせて、所有する住宅の種類別に把握すること、また調査票乙については、世帯が所有する空き家数、空き家のうち利活用状況が不明の「その他」の空き家の件数を把握することが可能となる。

- 5 空き家に関する調査は、主に以下のものがある。
 - · 空家実態調査(国土交通省)

昭和55年から5年ごとに実施されており、直近の平成26年度調査では、住宅・土地統計調査で把握された戸建て空き家から無作為に抽出した12,000程度を対象として調査を実施。

・空き家実態調査(地方公共団体)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、地方公共団体ごとに空家等対策計画の策定が推進され、悉皆等による空家の実態把握調査を実施。

このように、全国規模で空き家に係る調査を実施し結果数値を公表しているのは、住宅・土地統計調査だけであり、標本数も多いことから、市町村での表章も可能となっているところ。これにより、国土交通省や地方公共団体における空き家対策の導入として、住宅・土地統計調査の結果数値を用いて問題点の指摘、分析等が行われている。

また、今回の平成30年住宅・土地統計調査においては、世帯における空き家の所有状況等を把握する調査事項を追加することにより、利活用状況が不明の「その他」の空き家の質が把握可能となり、「住生活基本計画」(平成28年3月18日)における空き家の除却・推進にかかる政策の企画立案の基礎資料となる。

6 現住居以外の住宅の床面積に係る調査結果は、下表のとおり。

国土交通省からも、調査票乙の調査事項である「現住居の敷地以外に所有する宅地」で面積を把握していることから、当該項目については政策的必要性は低いという回答であったこと、また、調査票の設計と記入者負担軽減の観点から、当該項目を削除することとしたもの。

【現住居以外に所有する住宅の延べ面積別普通世帯数及び主世帯数】

									(-12.117)
		総数		現住	居以外に所有す	トる住宅の延べ	面積		1世帯当たり
	現住居以外に所有する住宅の 延べ面積(8区分)		49㎡以下	50∼ 99m²	100~149	150~199	200~ 299	300m²以上	現住居以外の 所有住宅の 延べ面積 (㎡)
平成15年	普通世帯総数	3,606,000	295,000	1,099,000	677,000	376,000	274,000	418,000	195
T 154 154	主世帯	3,591,000	293,000	1,093,000	674,000	374,000	273,000	417,000	195
平成20年	普通世帯総数	3,673,000	285,000	1,051,000	675,000	355,000	266,000	395,000	194
T 155, 20 T	主世帯	3,660,000	285,000	1,046,000	672,000	354,000	265,000	394,000	194
平成25年	普通世帯総数	3,644,000	305,000	1,101,000	745,000	385,000	302,000	408,000	191
T 152.234	主世帯	3,634,000	304,000	1,098,000	742,000	384,000	301,000	408,000	191

オ 居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況を把握する調査事項の追加〔調査票乙〕

(論点)

1 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記 入状況(未記入率)はどのようになっているか。

また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっているか。

- 2 「調査票の記入のしかた」について、具体的にどのような工夫等を行う予定か(現時 点におけるイメージ案)。
- 3 試験調査やアンケート結果等も踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性の確保等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

(回答)

1 本年7月に実施した住宅・土地統計調査試験調査における各調査事項の記入状況は、 下表のとおりである。「居住世帯のない住宅(空き家)」のその他を所有していると回答 した世帯20件のうち、未記入であったのは各調査事項とも3件以内であり、おおむね回 答されていることが確認できたところ。

また、紙の調査票で回答した世帯に対して実施したアンケート結果において、わかりやすいと回答したのは32.6%、わかりにくいが16.7%、不詳が50.7%であり、アンケートに回答があった世帯としては、わかりやすいと回答した世帯がわかにくいと回答した世帯より多い結果であった。

【平成30年住宅・土地統計調査試験調査結果】

(単位:件数) 居住世帯のない住宅(空き家)その他の所有状況 建て方 取得方法 建築の時期 關56 關46 居と同じ市区 平成 日本 15 長屋 共同建 住宅 その 他 その の住宅 不詳 総数 23~ 29年 市区 不詳 不詳 不詳 数 数 22年 12年 以前 町村 総数 20 20 19 20 20 10 8 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 20年 30年 以上 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 20年 30年 50年 未満 未満 未満 未満 未満 未満 未満 未満 未満 50年 1年 以上3年 以上 以上 以上7年 以上 以上 不詳 不明 未満 2年 4年 5年 6年 9年 未満 未満 総数

- 2 本年7月に実施した住宅・土地統計調査試験調査の「調査票の記入のしかた」において、別紙「席上配布資料」のとおり記載をしたところ、前述のとおり、「居住世帯のない住宅(空き家)」のその他を所有している世帯において、おおむね記入されていた。
- 3 前記ウ及びエの回答5において整理しているとおり、当該調査事項は、利活用状況が不明の「その他」の空き家の質が把握可能となり、「住生活基本計画」(平成28年3月18日)における空き家の除却・推進にかかる政策の企画立案の基礎資料となる有用なものであり、また、試験調査の結果等も踏まえ、適切なものになっていると考える。

カ 「時期」に係る選択肢区分(年次区分)の変更〔調査票甲及び調査票乙〕

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回の調査結果)。
- 2 本調査事項における選択肢区分(年次区分)は、どのような考えに基づき設定されているか。建築時期について、建築基準法の大規模改正時期との整合性は図られているか。
- 3 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているのか。
- 4 過去の調査結果(年次区分別の分布状況)や利活用の状況等を踏まえ、年次区分の統合による支障等は生じていないか。
- 特に、現住居の敷地以外に所有する宅地など(農地及び山林を除く。)の取得時期について、「昭和45年以前」と一括りとしているが、利活用等の観点からみて支障等はないか。

(回答)

1 以下のとおり。

【建築時期別住宅数】

平成15年	住宅総数	昭和25年以前	昭和26年~ 35年	昭和36年~ 45年			昭和61年~ 平成2年	平成3年~ 7年	平成8年~ 10年	平成11年	平成12年
	46,862,900	2,188,300	1,386,100	4,480,000	9,541,400	5,427,800	6,092,100	5,940,000	4,369,900	1,205,900	1,247,100
平成20年		昭和25年以前	昭和26年~ 35年	昭和36年~ 45年	昭和46年~ 55年	昭和56年~	~平成2年	平成3年~ 7年	1	平成8年~12年	
	49,598,300	1,858,500	1,162,000	3,890,400	8,969,000		9,957,600	5,286,000			6,296,800
平成25年	住宅総数	昭和25年以 前	昭和26年~ 35年	昭和38年~ 45年	昭和48年~ 55年	昭和56年~	~平成2年	平成3年~ 7年	平成8年~12年		年
	52,102,200	1,639,900	925,000	3,294,200	8,331,600		9,662,700	5,391,700	5,66		5,661,800

(単位:戸)

平成13年	平成14年	平成15年1 月~9月											不詳
1,128,800	1,000,800	656,600											2,198,300
平	成13年~15	年	平成16年	平成17年	平成18年		平成20年1 月~9月						不詳
		3,577,300	1,184,100	1,149,000	1,117,400	1,009,400	586,900						3,553,800
	平成13年~17年				平	成18年~20:	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年1 月~9月	不詳
				5,479,600			3,676,500	964,200	830,000	852,900	765,900	513,400	4,112,800

【家計を主に支える者の入居時期別普通世帯数】

	現在の居住形態 (10区分)	総数	昭和25年以前	昭和26年~35 年	昭和36年~45 年	昭和46年~55 年	昭和56年~60 年	昭和61年~平成2年	平成3年~7 年	平成8年~10 年	平成11年	平成12年
平成15年	全国 普通世帯総数 主世帯	47,082,800 46,862,900		-,,								2,050,400 2,037,800
# cf 00 fr	現在の居住形態 (10区分)	総数	昭和25年以前	昭和28年~35 年	昭和36年~45 年	昭和48年~55 年	昭和 ~平原		平成3年~7 年	2	₽成8年~12年	
平成20年	全国 普通世帯総数 主世帯	49,804,400 49,598,300						5,302,600 5,280,700				4,742,200 4,708,600
7.405.5	現在の居住形態 (10区分)	総数	昭和25年以前	昭和26年~35 年	昭和36年~45 年	昭和46年~55 年	昭和 ~平月	56年 戊2年	平成3年~7 年	3	平成8年~12年	
平成25年	全国 普通世帯総数 主世帯	52,298,000 52,102,200						4,970,100 4,952,200	,			3,656,700 3,633,700

	平成13年	平成14年	平成15年1月 ~9月										
平成15年													
	2,425,000	2,614,300	2,506,100										
	2,411,300	2,600,400	2,493,800										
	3	平成13年~15年	£	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年1月					
								~ 9月					
平成20年													
			3,963,000	1,770,000	1,851,900	2,195,700	2,329,500	2,245,700					
			3,936,000	1,759,500	1,841,600	2,185,000	2,319,200	2,235,900					
			平成13年~17年			7	₽成18年~20年	1	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年1月
													~ 9月
平成25年													
					4,611,300			3,769,400	1,549,200	1,681,900	2,028,900	2,096,300	2,028,800
					4,581,000			3,747,400	1,541,100	1,673,000	2,019,600	2,086,800	2,020,200

【敷地の取得時期別所有地及び借地に居住する主世帯数】

平成15年		昭和25年以前	昭和26年~ 35年	昭和36年~ 45年			昭和61年~ 平成2年	平成3年~ 7年	平成8年~ 10年	平成11年	平成12年
	28,826,300	3,241,300	1,456,500	3,056,200	5,172,500	2,921,300	2,804,400	3,019,200	2,528,000	824,100	852,900
平成20年		昭和25年以 前		昭和36年~ 45年	昭和46年~ 55年	昭和56年~	平成2年	平成3年~ 7年	平成8年~	12年	
	30,328,500	2,662,800	1,262,500	2,800,900	4,909,000		4,850,300	2,659,500			3,670,500
平成25年		昭和25年以前	昭和26年~ 35年	昭和36年~ 45年	昭和46年~ 55年	昭和56年~	平成2年	平成3年~ 7年	平成8年~	12年	
	32,153,600	2,310,900	1,070,000	2,311,500	4,521,500		4,613,700	2,634,000			3,303,900

(単位:世帯)

											(-1-1-	7 · 15 111)
平成13年		平成15年1 月~9月										
817,400	739,700	483,000										
平成13年~1	5年		平成16年	平成17年	平成18年		平成20年1 月~9月					
		2,470,800	847,900	836,400	798,100	713,600	432,500					
平成13年~1	7年				平成18年~5	20年		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年1 月~9月
				3,669,300			2,471,100	753,400	711,800	699,500	684,300	438,000

【宅地の取得時期別現住居の敷地以外の宅地などを所有する普通世帯数】

##15#				昭和26年 ~35年				~平版2		平成8年 ~10年	平成11年	平成12年
平成15年	総数	4,966,000	617,000	273,000	560,000	885,000	580,000	601,000	560,000	427,000	142,000	164,000
	持ち家	4,385,000	599,000	260,000	531,000	810,000	517,000	514,000	474,000	352,000	120,000	138,000
	持ち家以外	581,000	19,000	13,000	28,000	75,000	63,000	87,000	86,000	75,000	22,000	25,000

#-B00F		総数		昭和26年 ~35年		昭和48年 ~55年		平成3年 ~7年	平成8年~12年
平成20年	総数	4,780,000	502,000	220,000	482,000	763,000	849,000	470,000	541,000
	持ち家	4,269,000	488,000	211,000	462,000	718,000	767,000	410,000	467,000
	持ち家以外	511,000	14,000	9,000	20,000	45,000	82,000	60,000	73,000

TT -0.5 FT		総数	昭和25年 以前		昭和46年 ~55年	昭和56年~平成2年	平成3年~12年
平成25年	総数	5,257,000	477,000	571,000	777,000	827,000	1,000,000
	持ち家	4,735,000	464,000	543,000	733,000	765,000	880,000
	持ち家以外	522,000	12.000	28.000	44.000	82.000	120.000

					() 1-	L . 1117
平成13年	平成14年	平成15年1 月~9月				
171,000	165,000	148,000				
149,000	138,000	107,000				
22,000	27,000	41,000				

平成13年~15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年 1月~9 月	
383,000	149,000	144,000	162,000	153,000	146,000	
331,000	127,000	125,000	142,000	129,000	102,000	
53,000	21,000	19,000	20,000	24,000	44,000	

平成13年~22年	平成23年 ~ 25年 9 月
1,241,000	479,000
1,086,000	383,000
155,000	96,000

- 2 直近5カ年分については、前回調査以降に発生した状況を把握するため、各年の選択 肢区分としている。前回調査以前については、住宅を建築する際の基準が示されている 「建築基準法」の改正のあった前後の比較・分析を可能とするため、国土交通省と調整 の上、当該改正年次*を考慮した選択肢区分を設定している。
 - * 昭和25年:建築基準法の制定年

昭和56年:「新耐震基準」導入年

平成12年:木造建築物の接合部等の基準の明確化等の実施年

- 3 「住生活基本計画」における「観測・実況指標」の滅失住宅の平均築後年数や住宅の 滅失率を試算する際のデータ、耐震性を有する住宅ストック数、「建築基準法」改正前 後の比較や法改正を行う際の基礎資料などとして利活用されている。
- 4 上記1のとおり、今回統合する年次区分のデータについて、過去3回の調査結果の推移を見ても、住宅数は減少してきていること、また、上記2のとおり政策的活用の必要性の低い年次区分であることから、統合しても支障はないと判断したもの。

キ 「居住室」及び「床面積」の記入対象部分の図示〔調査票甲及び調査票乙〕

(論点)

- 1 各調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回の調査結果)。特に、平成20年調査の結果に比べて、平成25調査結果はどの程度変化しているのか。また、その具体的な要因等については、どのように分析しているか。
- 2 前回調査における両調査事項の記入状況(誤記入率)は、それぞれどのようになっているか。
- 3 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているか。
- 4 「平成30年住宅・土地統計調査試験調査」(今回の変更内容を踏まえて今年6月から7月に実施した一般統計調査。以下「試験調査」という。)において、両調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。また、試験調査に併せて調査対象世帯を対象に実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)における本調査事項の記入状況等に関する結果はどうか。
- 5 「調査票の記入のしかた」について、記載内容の拡充を図るとしているが、具体的に どのような工夫等を行う予定か(現時点におけるイメージ案)。
- 6 試験調査やアンケート結果等を踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性確保等の観点から、十分かつ適切なものとなっているか。

(回答)

1及び2 調査結果は、以下のとおり。

【居住室数別普通世帯数】

	普通世帯総数	1室	2	3	4	5	6	7	8	9	10室以上
平成15年	47,082,800	3,497,700	3,577,800	6,971,100	9,395,500	7,544,800	6,018,400	3,713,200	2,375,000	1,187,100	1,770,000
平成20年	49,804,400	4,162,900	3,770,300	7,296,600	9,802,500	8,245,100	6,144,600	3,696,200	2,341,000	1,153,000	1,676,100
平成25年	52,298,000	4,835,800	4,097,700	7,700,300	10,168,800	9,022,500	6,272,300	3,719,100	2,290,500	1,129,700	1,640,200

【畳数別普通世帯数】

	普通世帯総数	5.9畳以下	6.0~8.9畳	9.0~11.9	12.0~14.9	15.0~17.9	18.0~20.9
平成15年	47,082,800	167,700	2,760,600	1,962,400	2,328,600	2,484,200	3,769,200
平成20年	49,804,400	163,800	3,154,600	1,882,900	2,406,100	2,306,900	4,015,200
平成95年	52,298,000	201.900	3.453.300	1.911.600	2.604.900	2.329.400	4.254.800

(単位:世帯)

					,	
21.0~23.9	24.0~26.9	27.0~29.9	30.0~35.9	36.0~47.9	48.0~59.9	60.0畳以上
2,666,900	3,952,000	2,406,500	5,986,300	9,054,300	4,626,000	3,886,000
2,555,400	4,216,000	2,390,100	6,504,400	9,890,700	4,824,400	3,977,500
2,438,200	4,387,700	2,408,300	6,818,600	10,810,700	5,079,500	4,178,200

平成25年調査時に、「居住室」の調査事項において「平方メートル」単位による回答も可能としたところであるが、当該単位記入のなかった平成15年調査から20年調査における延べ面積に占める居住室の広さの割合が「90%以上」割合の増加率は1%であったのに対し、平成20年調査から25年調査における増加率は3.53%と大幅な増加となった(下表1参照)。

そこで、「居住室」と「床面積」における世帯が回答の際に用いた単位の組み合わせ(居住室×床面積の4パターン(畳×㎡、畳×坪、㎡×㎡、㎡×坪))の「90%以上」となっている割合を確認したところ、「㎡×㎡」記入の世帯が52.8%と5割を占めていた。一方、「畳×㎡」記入の世帯も34.3%と3割となっており(下表2参照)、2つの記入欄の回答する範囲の違いについて文字だけでは理解されにくい状況であると分析したところ。

- 3 「住生活基本計画」において成果指標等として定められている「最低居住面積水準」 及び「誘導居住面積水準」の算出データなどとして活用されている。
- 4~6 前記1の分析結果に基づき、29年7月に実施した試験調査において、視覚的に分かりやすいよう回答する範囲を色づけした図を入れることとした。併せて「調査票の記入のしかた」に、調査票と同様の図を入れ回答する範囲を明示するとともに、記入する単位で世帯が記入に迷うことがないよう「面積の単位換算早見表」が「調査票の記入のしかた」の最終ページにあることを明記した(別紙「席上配布資料」参照)。その結果、平成25年調査の「90%以上」の割合は9.2%であったのに対し、今回の試験調査では9.3%であり、試験調査は市町村や統計局などにおける審査事務を行っていないが、審査事務を行った平成25年調査の「90%以上」の割合とほぼ同じ割合となった(下表3参照)。

また、試験調査で紙の調査票で回答した世帯に対して実施したアンケート結果は、「居住室」について記入しやすいと回答したのは52.5%、記入しにくいが25.9%、どちらでもないが14.4%、「床面積」について記入しやすいと回答したのは42.3%、記入しにくいが34.8%、どちらでもないが15.2%であり、いずれの調査事項も記入に当たって特に不都合に感じていない世帯が多く、6割弱から7割弱となった。

これらのことから、2つの記入欄の回答するべき範囲について世帯の理解が進んでいると考えており、調査結果の正確性の確保等の観点から適切なものになっていると判断している。

【表1 延べ面積に占める居住室の広さの割合別世帯数】

	総数	3	Œ ·	~	面	積	i	に	占		め	3	5	居	住	室	の	広	ð	·	割) 合
住宅の種類(2区分), 延べ面積(14区分)		20%	未 満	2	0 ~	30	30	~	40	40	· ~	50	50	~ 60		60 ~ 70		70 ~ 8	:0	80 ~ 9	0	90% 以 上
平成15年	46,862,900		220,90	0	90	7,000		2,57	2,700		6,21	2,800	1	0,919,3	300	12,409,50	0	7,294,	000	3,173,	800	2,122,000
H15総数に対する割合	100%		0.47	X		1.94%			5.49%		1	3.26%		23.3	30%	26.48	%	15.	56%	6.	77%	4.53%
平成20年	49,598,300		225,80	0	92	6,700		2,53	5,200		5,66	0,300	1	1,763,4	100	13,218,50	0	7,368,	700	3,594,	100	2,793,200
H20総数に対する割合	100%		0.46	X X		1.87%			5.11%		1	1.41%		23.7	2%	26.65	%	14.	86%	7.	25%	5.63%
平成25年	52,102,200		355,80	0	1,20	9,100		2,99	8,400		6,22	7,400	1	1,759,5	000	12,642,40	0	7,014,	500	3,702,	800	4,774,700
H25総数に対する割合	100%		0.68	X		2.32%			5.75%		1	1.95%		22.5	7%	24.26	%	13.	46%	7.	11%	9.16%

【表2 回答に用いた単位の組合せ別延べ面積に占める居住室の広さが90%以上の割合】

		居住室と床面積の回答に用いた単位									
	総数	畳(畳)×床	畳(畳)×床	畳(m²)×床	畳(m²)×床						
	不忍女人	面積(m²)	面積(坪)	面積(m²)	面積(坪)						
00 全 国	100.0%	34.3%	12.0%	52.8%	0.9%						

【表3 延べ面積に占める居住室の広さの割合別世帯数】

(単位:世帯)

	0-20%	21-40%	41-60%	61-80%	81-90%	91-100%	記入なし	総計
H30試験調査 世帯数	58	73	245	233	32	106	390	1137
H30試験調査 割合	5.1	6.4	21.5	20.5	2.8	9.3	34.3	100.0
H25本調査 世帯数	355,800	4,207,500	17,986,900	19,656,900	3,702,800	4,774,700	_	52,102,200
H25本調査 割合	0.7	8.1	34.5	37.7	7.1	9.2	_	100.0

ケ 「住宅の建て替え・新築・購入などの別」の選択肢区分の分割等〔調査票甲及び調査 票乙〕

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 中古住宅の購入に係る選択肢区分の分割により把握した調査結果は、具体的にどのような行政施策等への利活用が見込まれるのか。
- 4 「リフォーム後の住宅」について、「引渡し前1年以内にリフォームがされた住宅」と定義するのはどのような考え方等によるものか。利活用等の観点からみて適切か。また、例えば、購入した中古住宅のリフォームが1年よりも前になされていた場合、どの選択肢に記入することになるのか。

(回答)

1 以下のとおり。

【住宅の建て替え・新築・購入などの別持ち家数】

			新築の住宅を購入						
	総数	総数	都市再生機構 (UR)・公社 など	民間	中古住宅を購入	新築(建て替えを 除く)	建て替え	相続・贈与 で取得	その他
平成15年	28,665,900	5,298,500	511,000	4,787,400	3,363,900	9,573,800	6,786,100	2,610,700	1,032,900
平成20年	30,316,100	6,071,000	472,600	5,598,400	3,847,100	9,856,500	6,529,600	2,881,100	1,130,800
平成25年	32,165,800	6,793,200	432,900	6,360,300	4,400,700	9,848,400	6,619,900	2,952,400	1,551,300

- 2 「住生活基本計画」において成果指標等として定められている「既存住宅流通量」の 算出データなどとして活用されている。
- 3 「住生活基本計画」(平成28年3月18日)において、住宅ストックビジネスの活性化、 リフォーム市場規模の拡大などが掲げられたことから、中古住宅の普及促進のために、 どのような形態の中古住宅が市場に求められているのかを判断する基礎資料等としての 利活用が見込まれる。
- 4 リフォームした場合には「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」(公正取引

委員会認定)において、リフォーム等の内容及び時期を明示することと定めはあるが、 リフォーム後の期間に特段決まりはない。同規則において、新築住宅は建築後1年以上 経過すると中古住宅という物件種別になるとされていること、また「住宅の品質確保の 促進等に関する法律」(国土交通省)においても、新築住宅は建設工事の完了の日から 起算して一年を経過したものを除くとされていることから、住宅・土地統計調査におい ては、リフォームされてから1年以内に引渡しされた住宅という基準にしたところ。

なお、購入した中古住宅のリフォーム時期が1年以上前の場合には、「リフォーム前 の住宅」に記入することになる。

コ 「平成 26 年 1 月以降の住宅の増改築 改修工事等」を把握する調査事項の変更〔調査 票甲及び調査票乙〕

(論点)

- 1 平成25年調査における本調査事項の結果は、どのようになっているか(東日本大震災関係前後の調査結果の比較)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用され たか。
- 3 平成25年調査の結果及びその利活用状況を踏まえ、東日本大震災関係の選択肢区分を削除しても支障等はないか。

(回答)

1 以下のとおり(平成25年確報集計結果より)。

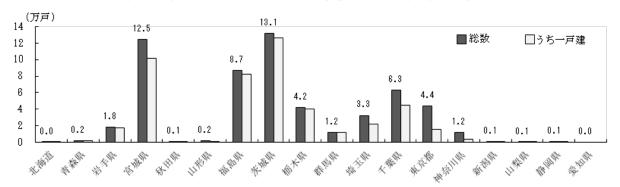


図7-14 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数-都道府県(平成25年)

- 2 東日本大震災の影響により改修工事を行った住宅数が明らかになり、前記アの「東日本大震災による転居」の調査結果と合わせ、災害による被害状況等を示すデータとして活用されている。
- 3 平成25年調査では、調査期日が東日本大震災の発生から2年半後であったため、東日本大震災による改修工事の実態を把握することとしたが、発生から6年以上経過していること、関係府省及び都道府県から継続把握や新たな事項の把握に関する要望がないこと、全体的な東日本大震災に関連した復興状況については復興庁において、地域的な復興状況については被災地域の県・市町において把握していることから、当該調査事項の選択肢から削除することとしたもの。

- サ 現住居以外の土地の「土地の種類及び所有総数」の変更〔調査票乙〕
- シ 現住居の敷地以外に所有する農地・山林の所在地及び「面積の合計」の変更〔調査票 乙〕

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっているか。
- 4 試験調査やアンケート結果等も踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性の確保等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

(回答)

1 以下のとおり。

【現住居の所敷地以外に所有する土地の所在地(3区分)別1件当たり所有面積】

	総	数		現住居の敷地以外に所有する土地の所在地										
			現住居と 同じ	同じ										
			市区町村			現住居と 同じ 市区町村	自県内	他県						
平成15年		7,998	9,115	5,257	1,789	689	436	380						
平成20年		7,571	8,590	4,308	2,323	693	438	370						
平成25年		7,895	8,923	6,613	2,077	689	466	372						

	<再掲>大都市圏												
札幌 大都市圏	仙台 大都市圏	関東 大都市圏	新潟 大都市圏	静岡・ 浜松 大都市圏	(H20) 浜松 大都市圏	中京 大都市圏	近畿 大都市圏	岡山 大都市圏	広島 大都市圏	北九州・ 福岡 大都市圏	熊本 大都市圏		
4,556	7,463	2,829	-	-	-	3,350	3,576	-	6,761	4,533	-		
6,960	9,096	2,519	7,681	4,874	4,836	2,662	3,562	-	8,411	4,698	-		
7,823	8,493	2,373	7,068	5,826	-	2,651	3,267	5,558	8,259	5,383	5,993		

(単位: m²)

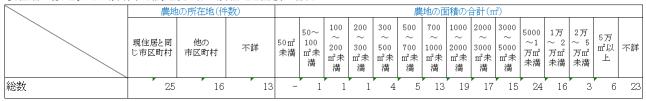
宅地など Dwelling site, etc.												
札幌 大都市圏	仙台 大都市圏	関東 大都市圏	新潟 大都市圏	静岡・ 浜松 大都市圏	(H2O) 浜松 大都市圏	中京 大都市圏	近畿 大都市圏	岡山 大都市圏	広島 大都市圏	北九州・ 福岡 大都市圏	熊本 大都市圏	
671	601	475	-	-	-	499	432	-	417	548	-	
548	732	488	607	598	599	594	465	-	524	583	-	
1,129	828	488	457	545	-	597	431	497	464	553	707	

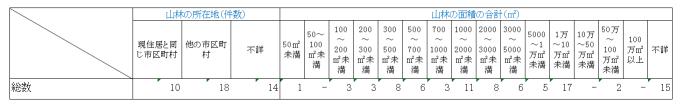
- 2 国土交通省で公表している「土地基本調査」において、全国の法人における土地・建物及び全国の世帯における土地の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにし、土地の有効利用を的確に進める上で必要となる基礎的な資料として活用されている。
- 3 試験調査における各調査事項の記入状況は下表のとおりである。いずれの調査事項も

未記入率は3割以下である。世帯からの意見としては、土地関連の書類を探すのに時間がかかったというものがあったが、記入しにくいという意見はなかった。

【平成30年住宅・土地統計調査試験調査結果】

現住居の敷地以外に所有する農地、山林の所在地と面積の合計





4 これらのことから、調査結果の正確性の確保等の観点から適切なものになっていると 判断している。

ソ 「敷地面積」及び「建築面積」の削除〔建物調査票〕

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 これまでの調査結果及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等はないか。

(回答)

1 以下のとおり。

【敷地面積に対する住宅の延べ面積の合計の割合別長屋建及び共同住宅のむね数】

		総数					
	建物の種別		50%未満	$50 \sim 60 \%$	60~80	80~100	100~150
平成15年	長屋建のむね数	643,200	16,200	29,800	96,800	102,700	175,900
十八八 15年	共同住宅のむね総数	2,005,400	235,900	140,700	296,700	271,200	425,600
平成20年	長屋建のむね数	590,000	13,200	28,800	82,800	82,300	165,800
十八八二十	共同住宅のむね総数	2,139,700	273,800	162,200	323,300	278,600	403,800
平成25年	長屋建のむね数	564,400	10,400	25,600	77,100	73,600	161,700
十成23十	共同住宅のむね総数	2,206,900	311,000	168,600	330,400	267,300	388,900

(単位:むね数)

					敷地面積に対する
150~200	200~300	$300 \sim 400$	$400 \sim 500$	500%以上	各住宅の延べ面積
			(H15 400以上)		の合計の割合不詳
66,100	10,400	300	0	-	145,100
189,000	111,500	34,200	20,700	-	279,900
60,400	8,200	200	0	-	148,200
180,700	111,600	36,600	13,300	11,400	344,400
52,200	10,000	400	0	_	153,200
189,200	131,100	45,800	17,000	17,300	340,500

【建築面積別長屋建及び共同住宅のむね数】

(単位:むね数)

		(.	単位:むね数)
	平成1	15年	
建築面積	総数	長屋建	共同住宅
むね総数	2,648,600	643,200	2,005,400
99㎡以下	734,400	212,400	522,000
$100 \sim 199 \text{m}^2$	993,100	222,500	770,600
200~299	354,200	48,400	305,700
300~399	157,000	10,200	146,800
400~499	80,400	2,800	77,600
500~699	71,300	1,500	69,800
700~999	39,300	300	38,900
1,000~1,499	20,100	100	20,000
1,500~1,999	7,300	-	7,300
2,000㎡以上	3,600	0	3,600
不詳	187,900	145,000	43,000

(単位:むね数)

	平成2	25年	
建築面積	総数	長屋建	共同住宅
むね総数	2,771,300	564,400	2,206,900
99㎡以下	721,100	166,400	554,700
$100 \sim 199 \text{m}^2$	1,048,100	178,700	869,400
200~299	391,700	47,300	344,400
$300 \sim 399$	173,600	12,500	161,100
400~499	92,000	3,800	88,300
$500\sim 699$	81,700	2,100	79,600
$700 \sim 999$	44,900	600	44,300
1,000~1,499	24,900	100	24,800
1,500~1,999	9,200	0	9,200
2,000㎡以上	6,600	0	6,600
不詳	177,300	152,800	24,500

※平成20年の結果なし。

- 2 「住生活基本計画」に基づく施策を推進するために定められている「居住環境水準」 において、良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等良好な市街地環境の 形成を図ることを目的とした地区の指定比率を算出する際のデータなどとして活用され ている。
- 3 世帯調査票において把握している「床面積」、「敷地面積」において代替可能であり、 地方公共団体及び調査員における事務負担軽減のため、当該項目を削除することとした もの。

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア オンライン調査に係る I D・パスワードの配布方法の変更

(論点)

- 1 オンライン調査に係る「同時配布方式(並行方式)」及び「二段階配布方式」は、スケジュール等の面においてどのような違いがあるのか。それぞれのメリット、デメリットは何か。
- 2 本調査の平成25年調査におけるオンラインの回答状況はどうだったか。また、試験調査における回答状況や、報告状況の検証・分析結果はどうか。また、各府省にはどのような情報を提供したのか(後述の「2 今後の課題への対応状況」関係)。
- 3 上記1及び2とも関連するが、本調査において、「二段階配布方式」を導入する理由 や経緯等は何か。
- 4 以上のことを踏まえ、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

(回答)

1 前回の平成25年調査(以下「前回調査」という。)で初めてオンライン調査を導入したが、その際は、紙の調査票と一緒にオンラインで回答するために必要なID・パスワードも同時に配布して実施(同時配布方式)したところである。その結果、オンラインでの回答率は7.9%であった。

この状況を踏まえ、オンライン回答の更なる推進を図るため、本年7月に実施した住宅・土地統計調査試験調査(以下「試験調査」という。)では、オンライン回答用のID・パスワードを紙の調査票の配布より先に配布し、その一定の期間後に紙の調査票を配布する方法(二段階配布方式)で実施し、検証したところである。その結果、オンライン回答率は25.6%となり、当該方法によって、前回調査よりもオンライン回答の推進を図れることが可能になるものと考えている。

このため、今回の平成30年住宅・土地統計調査(以下「今回調査」という。)の計画では、調査員事務の稼働時間を確保できることや地方公共団体における調査員へのフォロー事務の負担をできる限り軽減を図りつつ、オンライン回答の推進が期待できる「二段階配布方式」により実施することとしている(別紙参照)。

2 試験調査の結果の詳細をみると、調査対象世帯数(調査対象住戸総数から居住世帯のない住戸を除いた数)は1,232世帯であり、その回収方法別の回答状況をみると、オンライン回答は315世帯(25.6%)、郵送提出は500世帯(40.6%)、調査員回収は143世帯(11.6%)であった。

オンライン回答用書類と紙の調査票を同時に配布した前回調査におけるオンライン回答率は7.9%であったが、二段階配布方式を採用した試験調査では25.6%となった。地域別のオンライン回答率をみると、最も高かったのは神奈川県横浜市で48.1%、最も低い鹿児島県肝付町でも10.5%であった(次頁参照)。

【平成30年住宅・土地統計調査試験調査結果】

府県・市町	調査対象	9	実数(世帯))		構成比(%)		聞き取り	調査票
	総数	オンライン	郵送	調査員	オンライン	郵送	調査員	調査数	未作成数
計	1,232	315	500	143	25.6	40.6	11.6	218	56
神奈川県横浜市	129	62	28	1	48.1	21.7	0.8	38	0
神奈川県川崎市	127	32	42	9	25.2	33.1	7.1	43	1
新潟県新潟市	108	28	45	7	25.9	41.7	6.5	28	0
新潟県上越市	133	29	82	0	21.8	61.7	0.0	22	0
大阪府大阪市	133	34	44	2	25.6	33.1	1.5	53	0
大阪府熊取町	137	37	68	12	27.0	49.6	8.8	20	0
山口県山口市	116	29	40	16	25.0	34.5	13.8	0	31
山口県下関市	114	25	56	2	21.9	49.1	1.8	9	22
鹿児島県姶良市	121	27	70	23	22.3	57.9	19.0	1	0
鹿児島県肝付町	114	12	25	71	10.5	21.9	62.3	4	1

また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート結果では、オンライン回答について、ともに7割以上の世帯から「操作がしやすかった」、「今後インターネットで回答したい」との回答を得たところである(図1、2参照)。

図1 年齢階級別「操作がしやすかったか」回答者の割合

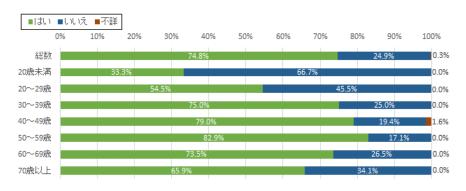
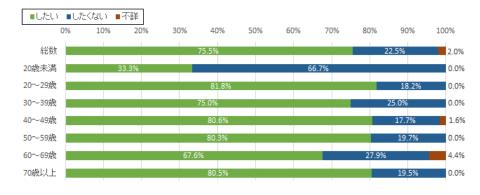


図2 年齢階級別「今後インターネットで回答したいか」回答者の割合



なお、試験調査の結果については、当局で開催した「平成30年住宅・土地統計調査に関する研究会」において報告するとともに、ホームページにも掲載しているところである。また、前回調査のオンラインの実施状況については、各府省担当者が参集する会議(オンライン調査推進に関するWG等)において提供したところである。

- 3 「二段階配布方式」を導入する理由や経緯等は、上記1に記載のとおり。
- 4 今回調査の調査方法については、試験調査の結果等を踏まえ、オンライン回答率の向

上が期待できる「二段階配布方式」を採用することにより、①調査員事務の稼動時間の確保が図れること、②地方における調査票の内容審査事務の軽減が図れること、③集計事務の効率化が図れることが見込まれる。

イ 郵送により調査票を市町村に提出できる仕組みの導入

(論点)

- 1 試験調査における状況はどうだったのか。今回調査の実施に向けた問題点や改善点はなかったか。
- 2 他の大規模調査における郵送回収の導入は、市町村の実情に応じ、当該市町村の判断により郵送回収を行わないことも可能とするものであった中で、その実施状況はどうだったか(全市町村における郵送回収方法の実施状況)。また、他の大規模調査における郵送回収方法については、記入不備に伴う市町村の審査事務の負担増が懸念されていた中でどのように評価しているか。当該取組を適切に実施する観点から、運用面で改善すべき点はないか。
- 3 以上のことを踏まえ、本調査の平成30年調査においてどのように取り組んでいくこととしているのか。また、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

(回答)

1 本年7月に実施した住宅・土地統計調査試験調査(以下「試験調査」という。)において、新たに紙の調査票の回収方法として、直接、調査対象世帯から郵送により市町村に提出できる仕組みを導入して検証した。その結果、調査対象世帯数(調査対象住戸総数から居住世帯のない住戸を除いた数)の1,232世帯のうち、郵送提出は500世帯(40.6%)と回収方法の中で最も割合が高く、地域別にみても、ほとんどの府県・市町において、郵送提出の割合が最も高かった(下表参照)。

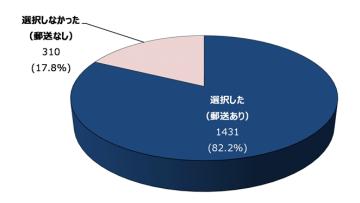
【平成30年住宅・土地統計調査試験調査結果】

府県·市町	調査対象		実数			構成比(%)		聞き取り	調査票
	総数	オンライン	郵送	調査員	オンライン	郵送	調査員	調査数	未作成数
計	1,232	315	500	143	25.6	40.6	11.6	218	56
神奈川県横浜市	129	62	28	1	48.1	21.7	0.8	38	0
神奈川県川崎市	127	32	42	9	25.2	33.1	7.1	43	1
新潟県新潟市	108	28	45	7	25.9	41.7	6.5	28	0
新潟県上越市	133	29	82	0	21.8	61.7	0.0	22	0
大阪府大阪市	133	34	44	2	25.6	33.1	1.5	53	0
大阪府熊取町	137	37	68	12	27.0	49.6	8.8	20	0
山口県山口市	116	29	40	16	25.0	34.5	13.8	0	31
山口県下関市	114	25	56	2	21.9	49.1	1.8	9	22
鹿児島県姶良市	121	27	70	23	22.3	57.9	19.0	1	0
鹿児島県肝付町	114	12	25	71	10.5	21.9	62.3	4	1

また、調査員回収と郵送提出による調査票の記入状況を検証したところ、調査項目の うち、「勤めか自営かなどの別」は調査員回収の方が、「現住居の床面積」は郵送提出 の方が、記入漏れ率は低い結果となった。その他の項目は、調査員回収、郵送提出いず れにおいても、記入漏れ率がほぼ同等となっている(次頁参照)。

-田本で口		調査員	1						
調査項目	対象数	漏れ数	漏れ率%	対象数	漏れ数	漏れ率%			
世帯全員の1年間の収入	500	12	2.4	143	4	2.8			
勤めか自営かなどの別	500	35	7.0	143	4	2.8			
現住居への入居時期	500	26	5.2	143	8	5.6			
現住居への居住室(畳数)	500	83	16.6	143	24	16.8			
現住居の床面積	497	99	19.9	140	34	24.3			
現住居以外の住宅の所有有無	500	55	11.0	143	19	13.3			

2 平成27年国勢調査においては、郵送回収については市町村毎の選択制としたが、市町村全体の82.2%が「郵送回収あり」の方法を選択した。「郵送回収なし」を選択した市町村は人口規模の小さい町村が多く、地域とのつながりが強い市町村では、郵送回収を必要としていない結果となった。また、郵送提出された紙の調査票の割合は36.5%であり、審査事務に係る地方事務の負担軽減を図るため人員の配置等の体制整備を図ったところである。



3 以上のことから、今回調査においては、調査員回収が機能している町村では、郵送提出による割合が低いことや、オートロックマンションやワンルームマンションの普及などにより調査員が調査対象世帯と面接できない地域においては、郵送提出の効果があるものと考えられるものの、一定の記入漏れもみられることから、記入支援対策として、「調査票の記入のしかた」の説明動画を新たに構築し、PCやスマートフォンなどから視聴できる仕組みを導入することにより、記入上の利便性を図ることを検討しているところである。

これにより、地方事務における調査票の審査事務の効率化が図れるものと考えている。

ウ 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託

(論点)

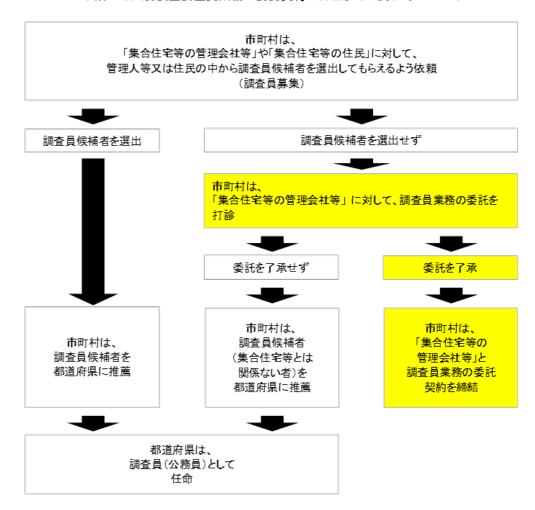
- 1 他の大規模調査における管理会社・運営法人との調査員事務の委託契約の締結までの流れ等はどのようなものか。また、本調査との差異はあるのか。
- 2 他の大規模調査において市町村における調査員事務の委託取り組みはどの程度活用されたのか(市町村における実施状況)。また、当該取組を推進する観点から、運用面で改善すべき点はないか^(注)。

- 3 以上のことを踏まえ、本調査の平成30年調査においてどのように取り組んでいくこととしているのか。また、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。
 - (注) 例えば、平成27年国勢調査では、集合住宅等の管理人等が管理会社などに雇用されている場合は、調査員報酬を受け 取ることができないとの理由から受諾してもらえないことが懸念されていた。このような中で、当該管理会社等との間 で調査員業務の委託契約を締結し、当該業務に対する報酬を当該管理会社等に支払い、集合住宅等の管理人等に調査員 業務を行わせることにより、円滑な調査実施が可能としていたが、運用面で問題はなかったか。

(回答)

1 平成27年国勢調査における調査員業務の委託契約の締結までの流れ等については以下のとおり。

平成27年国勢調査調査員業務の委託契約の締結までの流れ等について



- ⇒ 住宅・土地統計調査においても、同様の流れで実施する予定。
- 2 集合住宅や社会福祉施設等における管理会社・運営法人への調査員事務の委託については、平成27年国勢調査時に初めて導入された仕組みである。オートロックマンション・ワンルームマンション、病院や老人ホームなどについては、一般の調査員では調査対象世帯に調査をお願いすることが困難であることから、円滑な調査を実施するため、集合住宅や社会福祉施設等を管理している事業者と契約を結び、調査員の事務を委託する仕組みを構築したところである。

これにより、円滑な調査の実施はもとより、調査員確保対策にも寄与したものと考えている。特に、社会福祉施設については、入居者の忌避感なども少ないことから、平成27年国勢調査では、多くの調査区において、業務委託が行われたところである(下表参照)。

なお、改善すべき点は、現時点では特に無かったと思われる。

【平成27年国勢調査 調査区特性(後置番号)別の業務委託契約数及び調査区数】

		#1	契約数	割合(%)	調査区数	割合(%)						
総	数	4,	8 4 5	100.0	6, 157	100.0						
	後置番号 1		222	4. 6	560	9. 1						
	(一般調査区) 後置番号4											
	(社会施設・病院のある区域) 後置番号8	4,	2 2 1	87.1	4, 950	80.4						
	(おおむね50人以上の単身者が居住 している寄宿舎・寮等のある区域)		3 9 4	8. 1	639	10.4						
	その他 (上記後置番号以外)		8	0. 2	8	0. 1						

3 既に平成27年国勢調査において全国的に導入している仕組みであり、今回調査においても、当該仕組みを導入するニーズが高いと想定されることから、同様の仕組みを導入することが好ましいと考えている。

なお、地方自治体においても、平成27年国勢調査時に調査員業務を委託した団体の情報があることから、今後、今回調査に向けて当該措置の積極的な活用を図るよう、事前に調整することは可能であり、当該仕組みの導入により、調査員確保に係る地方の事務負担が軽減されるものと考えている。

エ 提出状況管理システムの構築等

(論点)

- 1 提出状況管理システムとは、具体的などのようなものか。
- 2 今回調査において、具体的にどのようなオンライン調査システムの機能改善が図られるのか。
- 3 試験調査における状況はどうだったのか。今回調査の実施に向けた問題点や改善点は なかったか。
- 4 これらの取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると 考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

(回答)

1 「提出状況管理システム」とは、オンライン回答及び郵送提出された世帯をシステム 上で国、都道府県、市区町村が同時に管理できる仕組みであり、調査対象世帯からの回 答状況を一元的に把握することが可能なシステムとなっている(図1参照)。

図1 「提出状況管理システム」関連の概念

平成30年住宅・土地統計調査システム 東査 世帯への調査システム ・電子調査県HTML形式 (P C 版、(日本語、実語)、 ストラファッサラン・カーン (ファンライン関連を表現) (オンライン関連システム ・電子調査県HTML形式 (P C 版、(日本語、実語)、 ストラファッサラン・ストラステム の規能を活用した自動連携) ・調送回答登録機能 ・回答状況で建システム ・郵送回答登録機能 ・回答状況で建システム ・新送回答登録機能 ・回答状況で表表、機能 ・同答状況で表表、機能 ・ 同答状況確認表」出力機能 ・ 誤配布等修正機能 など

※LGWANが利用するできない自治体が存在するため、インターネット経由でのアクセスも可能とする。

また、オンライン回答された状況は、自動的に同システムに登録されることから、調査員の活動状況がタイムリーに調査単位区ごとに把握することができ、調査の漏れなどが防止できるものと考えている。

※平成27年国勢調査において、調査員が病気で活動ができなかったという事案があった際に、この「提出状況管理システム」において、調査が未実施であることを早期に把握することができ、指導員が代行して調査を行った事例があった。

2~4 本年7月に実施した試験調査で実施・検証を行った結果、「提出状況管理システム」の運用面については、特段問題も無く実施することができた。しかしながら、今回調査で実施した場合の課題について、地方から意見・要望があったところである。

例えば、本調査では、調査対象世帯の数が多くなることから、郵送提出された世帯の 入力を市町村で行うとなると、賃金職員により入力を行うことが想定されるが、現行の システム内だけでしか作業ができないと、PCの環境整備など様々な弊害が生じるため、 エクセル形式で分散作業が行える仕組みを構築してほしいとの要望などがあった。

これらの要望を踏まえ、今回調査に向けてシステムの改修を行うとともに、地方事務の負担をできる限り軽減できる仕組みを検討することとしている。

「提出状況管理システム」を導入することは、調査員の活動状況の把握や調査対象世帯からの回答状況の確認が行えることから、円滑な調査の実施が可能な仕組みとなっている。

また、オンライン回答及び郵送提出の状況の伝達を調査員に行うことが可能な仕組み を構築していることから、調査員が回答のあった調査対象世帯に再度行くこと無く事務 の効率化が図れるものと考えている。

ただし、オンラインで回答できる期間は24日間としており、調査員への伝達期間内においても報告者からオンライン回答等があることが想定されることから、調査員が地方自治体に最新の回答状況を直接問い合わせる事務負担を考慮し、国において、調査員専用のコールセンターを設置し、回答状況の問合せ・確認ができる仕組みを構築する予定である。これにより、できる限り、地方事務の負担軽減に努めてまいりたい。

オ コールセンターの充実・強化

(論点)

- 1 平成25年調査時の照会実績等はどのようになっているのか。(設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等)
- 2 平成25年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、運用面でうまくいった点は何か。また、改善すべき点はないか。
- 3 平成 27 年国勢調査におけるコールセンターの実施・運営の状況はどうだったか。また、当該取組を適切に実施する観点から、運用面で改善すべき点はないか。
- 4 今回調査の実施に向けた問題点や改善点はなかったか。
- 5 以上のことを踏まえ、本調査の平成 30 年調査におけるコールセンターの設置、運営 等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。
- 6 当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)

(回答)

1 及び2 前回調査時のコールセンターの設置等の概要、改善すべき点等は以下のとおり。 <概要>

設置期間:平成25年9月1日(日)から10月27日(日)まで

応答時間:8:00~21:00

拠点数:2拠点

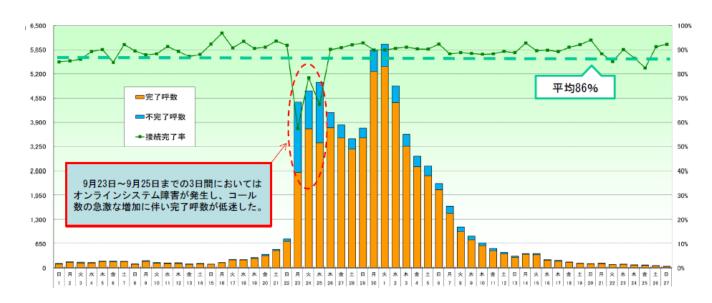
最大座席数:115席(延べ席数:38,675席)

業務内容:調査対象世帯からの調査の概要や調査方法(オンライン調査)、調査票の

記入のしかたなどに関する照会対応

<結果>

総着信件数	総応答件数	平均応答率
69, 544件	59,785件	86%



前回調査においては、おおむね世帯からの問合せに対し、86%の応対ができたことにより、国、都道府県及び市町村への電話照会の件数が減り、事務負担への軽減に繋がった。

ただし、オンライン調査システムの不具合により一時的に電話応対の率が下がった 日もあったため、コールセンターでのフォローアップ機能の強化を図る必要があると 考えられる。

<平成30年住宅・土地統計調査に向けた改善点>

- ・ 世帯用コールセンターについては、事前に準備されたFAQで網羅できない質問を常に更新できる仕組みを構築し、充実・強化を図ることにより、応対時間の短縮が図れるものと考えている。
- ・ 前回調査では、初めてオンライン調査を実施したこともあり、システム障害が発生したため、当該障害に対応できる仕組みを構築し、充実・強化を図ることが必要と考えている。
- 3 平成27年の本調査において、統計局ではオンライン調査の全国展開に伴い、世帯から 調査員が受ける専門的な質問が増加することが想定されたため、新たに調査員からの質 問にも対応するなど、民間事業者を活用したコールセンターの充実・強化を行った。 平成27年の本調査のコールセンターは、機能別に以下の3系統で実施されたところで ある。

1	世帯用のコールセンター	国勢調査の基本的な質問に対応した機能
2	調査員用のコールセンター	調査員事務の支援及びオンライン回答及び郵送回答の状況に対 応した機能
3	テクニカルサポート	オンライン調査の全国展開により、システム的な問合せ(専門的な事項)に対応した機能

このようなコールセンターの充実を図った結果、調査員用のコールセンターにおいて、オンライン及び郵送回答状況の対応には一定の効果はあったが、調査員事務の支援に関する対応については、国で用意した統一的な資料の他に地方自治体で用意された資料の問い合わせが加わったこともあり、当初、予定していたオペレーター人員で対応できる

許容範囲を超えてしまったことにより、通話ができない状態があったところである。また、調査客体へのオペレーターの対応について、質が悪いなどの意見も地方自治体から出されたところである。

上述を踏まえ、住宅・土地統計調査においては、調査員コールセンターは、問い合わせ内容を限定したコールセンター(回答状況のみの対応)として実施することを予定している。また、オペレーターの質については、研修やスキルテストも行うなど実施体制の強化に努めてまいりたい。

- 4~6 今回調査においては、前回調査の結果も踏まえ、以下のとおり、コールセンター の充実・強化を図ることとしている。
 - ① 世帯用のコールセンター

前回調査の状況も踏まえ、また、オンライン調査の導入に関し、FAQの充実を図るとともに、調査方法に即したオペレーターの設置を行うこととしている。

※オペレーターの設置については、オンライン調査の回答期間と調査票の配布期間 に問合せが集中することが想定されることから、その時期に見合った席数の設置 を考えている。

② 調査員用コールセンター

今回調査では、調査員にオンライン回答及び郵送提出のあった世帯の状況を伝達 する業務を行うこととしている。

その状況を指導員・市町村から調査員に伝達するのに要する時間等も鑑み、調査 員から回答状況を聞かれた場合に対応できるコールセンターを設置することとし ている。

※オペレーターの設置については、オンライン回答期間に問合せが集中することが 想定できることから、その時期に見合った席数の設置を考えている。

※コールセンター業務に係る措置

- ・オペレーター数人に対し、業務責任者(SV)を1名設置
- ・オペレーター研修及び確認試験の実施
- ・調査書類・用品の提示
- ・業務マニュアルの作成
- ・日次報告及び週次報告の実施(当該報告により、当該時点における応対状況を 把握する。)

など

③ テクニカルサポート

今回調査では、オンライン調査において、PC版だけでなくスマートフォン版を構築し実施することから、システムに係る専門的な問合せに対応することが必要であるため、テクニカルサポートを設置することとしている。

体制については、上記①及び②のコールセンターの稼働時間内には、システムに 係る専門的知識を持った者を設置するとともに、メールによる質問も受け付けるこ とを検討している

3 その他

[中長期的な視点からの調査の効率的な実施等に向けた検討]

(論点)

- 1 不動産登記情報や地理情報システム(GIS)では、具体的に住宅や土地に関するどのような情報が整備されているのか。このうち、本調査から得られる情報と関係するものは何か。また、これら以外に住宅や土地に関する情報を整備しているものはないか。
- 2 不動産登記情報やGIS等の活用によるデータ整備に当たって、課題や問題点としては、どのようなことが想定されるか。また、今後、これらの課題解決に当たって、貴省としてどのように考えるか。

(回答)

1 政府統計共同利用システム(e-Stat)では、地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、利用者の個々のニーズに合わせて各種統計調査の統計データを背景地図とともに視覚化して提供する「地図で見る統計(統計GIS)」を構築している。同システムには、現在、国勢調査や経済センサス等、5省14統計調査のデータが収録されているが、いずれも全数調査のデータとなっており、本調査は利用対象となっていない。このような状況の中、本調査においても、緯度・経度情報が付与された国勢調査の基

このような状況の中、本調査においても、緯度・経度情報が付与された国勢調査の基本単位区を使用しているため、将来的には、その位置情報を活用して、本調査結果のデータ利用を図ることも検討課題とは考えている。

また、不動産登記簿情報には、建物関係では所有者・所在地・建物の種類・構造・床面積などの情報、土地関係では所有者・地積・所在地などの情報が電子媒体で収録されており、不動産登記簿情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、その情報を活用による本調査の報告者負担軽減も将来的な検討課題と考えている。

2 「地図で見る統計 (統計GIS)」による利用については、本調査が標本調査である という特性に留意が必要と考えている。

また、土地・建物に関する高度な統計の検討に当たっては、行政ニーズも勘案しつつ、 本調査のみならず、企業等を対象に実施する統計を含めた横断的な検討が不可欠と考え ている。そのような検討を行う際には、当省としても積極的に参画したいと考えている。

【平成30年住宅・土地統計調査実施スケジュール(二段階配布方式)】

拿施塞	【調査方法:二段階配布方式(郵送提出あり)】		
~**			
	8月	9月	10月
	24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	5 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
30年 本調査	金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土	E 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 <mark> 月 </mark> 火 水 木 金 土 日 月 !	火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水
本調査	ek i	計調査員任命期間(8/24~10/23を標準期間、2か月)	
		調査実施期間 (9/15~10/23)	
世帯		オンライン回答期間(24日間)	未提出世帯に対するわう心回答の再開
		郵送提出期間(8日間)	郵送提出期限の延長
	調査区確認、	調査票等及びオンライン 調査票等及びオンライン (8日間)	聞き取り調査 (5日間)
調査員	調査員事務打合せ会への出席 (12日間) 『調査対象名簿』作成 (12日間) 『お知らせ』配布 (3日間)	「ポスティング] 「 (6日間) (信間) (信日間) (信日間) (信日間) (信日間) (信日間) (信日間) (信日間) (信日間) (流) (流)	替促状 調素者類 の配布 安理 (2 日間) (2 日間)
	(7日間)	調査書類の検討	査(紙調査票での提出分)
		『建物調査票』の作成(24日間)	
市区町村	調査員事務打合せ会の開催 調査員への連絡	オンライン回答世帯の特定、 調査員へ進絡 (6日間)	未提出世帯の特定、 調査責へ連絡 (6日間)
(I) EARLY	(12日間) (10日間)	「提出状況管理シス	テム」による郵送提出の登録、回答状況の確認・管理
		調査	を書類の検査 (郵送提出の調査票分)

【参考:平成25年住宅・土地統計調査実施スケジュール(同時配布方式(並行方式))】

参考	[25	年調	査	1		T																																																																			
				1	3月																				9月																															10月																	
	24	25	26	27	2	3 2	9 3	0	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	10	1	7 1	8	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	2 23	3 2	24 2	25	26	27	28	29	3	0 3	1
25年	±	日	月	火	7	; ;	★ 1	È	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	J.	y.	: 7	k	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	: 1	k :	木 :	金	±	日	月	火	: 7	k ;	ĸ
本調査																									統	1913	員任	E命其	期間	8/2	5~1	0/24	を標準	期間	, 2	か月)																																					٦
							T																		Τ																				1	調査等	E施期	(M)	9/23	~10,	/24)																						٦
																									Т																																					Т											٦
世帯					Т																				Т					-	オンラ	ライン 可能)			オ	ンライ	ン回	答期	(配布	5期間	8日	間+6	日間)			未提出	出世帯に	こ対す	るわらん	回答の	再開										Т											П
																															W 60	9 86/							I																																		
調査員									ď	査員	事務	打合	せ会	への出	當席								ſ	単位に 調査: 『おき	区設:対象	確認 定図』 名簿』 も 間)	修正 作成			配	書類布準作日間	備		調	を利用 調査:	ガイ	『オ: ド』の 簿』(間)	配布				建	物調子	日間 犬の	の記入				督促聞き	#帯か 状のi 取りi ち日間	配布調査	取集			調査 整 (2	理																	
																																												調査	書類の	の検査	(紙	調査票	での	提出:	分)																						
市区町村	t									周査貞	事務	务打1	合せ会	の開	催											查対象 調査員 (1)連終																				調		帯の特 へ連約 日間)																							